

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和4年1月27日(2022.1.27)

【公開番号】特開2020-14452(P2020-14452A)

【公開日】令和2年1月30日(2020.1.30)

【年通号数】公開・登録公報2020-004

【出願番号】特願2019-8041(P2019-8041)

【国際特許分類】

A 2 3 C 9/123(2006.01)

A 2 3 L 33/19(2016.01)

10

【F I】

A 2 3 C 9/123

A 2 3 L 33/19

【手続補正書】

【提出日】令和4年1月19日(2022.1.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

たんぱく質総量に対する、遊離必須アミノ酸の割合が0.2質量%以下である、筋肉合成促進用濃縮発酵乳。

【請求項2】

たんぱく質総量に対する、分岐鎖アミノ酸の割合がさらに0.1質量%以下である、請求項1に記載の筋肉合成促進用濃縮発酵乳。

【請求項3】

請求項1または2に記載の濃縮発酵乳を含む、筋肉合成促進用食品。

30

【請求項4】

たんぱく質総量に対する、遊離必須アミノ酸の割合が0.2質量%以下である、血中アミノ酸量増加用濃縮発酵乳。

【請求項5】

たんぱく質総量に対する、遊離必須アミノ酸の割合が0.2質量%以下である、血中アミノ酸濃度上昇促進用濃縮発酵乳。

【請求項6】

たんぱく質総量に対する、遊離必須アミノ酸の割合が0.2質量%以下である濃縮発酵乳を、対象に摂取させることを含んでなる、筋肉合成促進方法。

40

【請求項7】

たんぱく質総量に対する、遊離必須アミノ酸の割合が0.2質量%以下である濃縮発酵乳を対象に摂取させることを含んでなる、血中アミノ酸量増加方法。

【請求項8】

対象への濃縮発酵乳の一日摂取量が50~600gである、請求項7に記載の血中アミノ酸量増加方法。

【請求項9】

たんぱく質総量に対する、遊離必須アミノ酸の割合が0.2質量%以下である濃縮発酵乳を、対象に摂取させることを含んでなる、血中アミノ酸濃度上昇促進方法。

【請求項10】

50

対象への濃縮発酵乳の一日摂取量が50～600gである、請求項9に記載の血中アミノ酸濃度上昇促進方法。

10

20

30

40

50